

西宮市子ども・子育て会議

第4回 基準等検討ワーキンググループ

会 議 録

日 時：平成26年5月12日(月)

場 所：市役所東館8階 801・802会議室

〔午後 2 時00分 開会〕

事務局 定刻となりましたので、ただいまから第 4 回基準等検討ワーキンググループを開会させていただきます。

本日は、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。

事務局は、5 月からクールビズの試行期間となっておりますので、ネクタイをしたりしなかったり、上着を着たり着なかったりと服装が異なっておりますので、ご容赦いただければと思います。

本日は、前田(公)委員から欠席のご連絡をいただいています。

米山委員は遅れておりますが、2 時になりましたので、始めさせていただきます。

まず、資料の確認をさせていただきます。

資料はすべて事前にお送りしています。1 点目は、ホッチキスどめの会議次第・名簿・座席表です。2 点目は、資料 1～3 をとじた資料集です。3 点目は、参考資料集です。

不足はないでしょうか。

〔発言者なし〕

事務局 これから議事に移らせていただきます。

進行については、座長をお願いします。

座長 議事に入ります。

お忙しい中を何回も基準等検討ワーキンググループにご出席いただき、どうもありがとうございます。

本日も傍聴を希望している方がおられます。ワーキンググループは原則として非公開ですが、他のワーキンググループに所属している子ども・子育て会議の委員の方は傍聴が可能となっております。

久城委員から傍聴希望が出ていますが、許可してよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

座長 また、今後、傍聴を希望される委員の方が来られましたら、随時傍聴を許可したいと思います。この点もよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

座長 それでは、入室してもらってください。

これから次第に沿って議事を進めます。

本日は、西宮市が条例で定めなければならない基準のうち、残っている「幼保連携型認定こども園の認可基準」と「確認に関する運営基準」の 2 項目についてご協議いただきます。

協議時間は 3 時間を予定していますが、議事は 2 項目ですので、協議が早く終わればそこで閉会したいと思います。また、協議の進捗状況を見ながら、適宜休憩を挟みたいとも考えています。

両基準とも今回で協議を終了させ、5 月 27 日に開催予定の第 5 回西宮市子ども・子育て会議に報告したいと考えています。限られた時間ですが、ご協議をよろしく

お願いします。

まず、事務局から、今後の進行予定のロードマップや前回の協議などのまとめ、今回の協議事項についての説明をお願いします。

事務局 資料集の1ページをご覧ください。

この表は、前回のワーキンググループでもお示したロードマップですが、若干修正しています。

まず、各基準に関する政省令が先日の4月30日に国から公布されました。これを受けて本市では、もともと基準に関しては、6月市議会に上程することを目標に進めていましたが、9月市議会に回すことにしました。しかしながら、今後の日程を考えると、決して余裕があるわけではありません。このワーキンググループでの基準の協議については、今回終えておく必要があると考えますので、ご了解いただきたいと思います。

次に、2ページをご覧ください。

前回のワーキンググループでの協議内容のまとめです。

先月4月28日に開催した子ども・子育て会議において報告していただきましたが、「地域型保育事業」のうち、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の認可基準について意見を集約していただきました。また、「幼保連携型認定こども園の認可基準」及び「確認に関する運営基準」については、継続して協議する旨が確認されました。この項目については、本日ご協議いただく予定になっています。

続いて、3ページをご覧ください。

本日のワーキンググループでご協議いただく事項です。

繰り返しになりますが、1つ目は「幼保連携型認定こども園の認可基準」、2つ目は「確認に関する運営基準」です。それぞれについて、4月末に公布された国の府省令と比較しながら、事務局案について協議を行い、基準の内容についてワーキンググループとしての意見をおまとめいただくこととなります。まとめていただいたご意見は、今月5月27日に開催予定の第5回西宮市子ども・子育て会議に報告していただきたいと考えています。

ロードマップなどの説明は、以上です。

座長 ただいま事務局から説明のあったロードマップや今後の進行について、ご意見、ご質問をお受けしたいと思います。

私から確認します。

9月市議会に条例案を提出するという説明がありました。今後、7月29日に子ども・子育て会議が予定されていますが、それまでにこのワーキンググループで協議しなければならないことは、「利用者負担」のことだけですか。

事務局 はい、7月14日開催予定のワーキンググループでは、「利用者負担」のご協議をいただきたいと考えています。

座長 ほかに確認したいことはありませんか。

〔発言者なし〕

座長 次に、「議事(1) 幼保連携型認定こども園の認可基準」に移ります。

まず、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料集の4ページをご覧ください。参考資料集の1ページもあわせてご覧ください。

1、2については、前回のワーキンググループワーキンググループで説明した内容と同じものです。

各基準の府省令が4月30日に公布されました。その内容は、これまで「国の対応案」として示されていた内容から変更がなかったため、引き続きご協議いただきたいと思います。

再度確認しておきますと、「1 認定こども園の内容」では、認定こども園には「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」の4種類あります。

幼稚園については、新制度が始まる27年度以降に移行する形が4つあります。1つは、私学助成を受ける従来型の幼稚園として残る、2つは、新制度にのって施設型給付を受ける幼稚園に移行する、3つは、新制度にのって幼保連携型認定こども園に移行する、4つは、幼稚園型認定こども園に移行するというものです。

次に、「3 各基準について」の「(1) 職員の資格、員数」です。

前回の資料に一部修正を加えています。

まず、前回までは、4・5歳児の職員配置を、国基準に上乘せしている本市の保育所認可基準に合わせて20対1としていました。これを、今回は30対1と変えています。

また、3歳児の学級編制における1学級の園児数は、兵庫県の幼稚園基準に準拠して25人以下とする方向でご提示していました。これも、今回は「35人以下を原則とする」としています。

事務局内で再検討した結果、そのように変更しました。4・5歳児の職員配置及び3歳児の学級編制については、財源の確保等も必要ですので、今後の予算要求などの状況も踏まえて、運用で対応していきたいと考えています。

次に、前回にご質問のありました「幼保連携型」と「幼稚園型」の違いと、「職員配置」と「学級編制」の関係について、説明します。

資料集の6ページをご覧ください。「<参考> 幼稚園・保育所からの移行のイメージ」です。

職員配置については、「幼稚園型認定こども園」との違いを示しています。また、ここに記載している定員は、あくまでも例示ですので、ご留意いただきたいと思います。

6ページの上の表は定員100人の保育所の職員数、下の表は定員180人の幼稚園の学級数を示しています。これらの施設が定員を増やして219人規模の「幼保連携型認定こども園」あるいは「幼稚園型認定こども園」に移行した場合に必要な職員数を7ページに示しています。

「幼保連携型認定こども園」の職員は、保育教諭であることが必要になります。「保育教諭」の定義は、6ページの下に記載しているように、幼稚園の教員免許受

けた方で、かつ保育士登録を受けた方となります。

「幼保連携型認定こども園」では、7ページの上の表の右下にあるとおり、園長が専任でない場合、219人規模の施設では16人の保育教諭が必要となります。

また、3歳以上の園児については、学級編制として6学級が必要となり、6人の担任を置くこととなります。この6人の担任については、職員配置で必要とされる16人の保育教諭の中から選ばれることになりまして、おおむね3から5歳の園児に配置された7人の保育教諭の中から6人が担任となることが想定されます。

下の表の「幼稚園型認定こども園」については、現行の兵庫県の基準に基づいて職員を配置することとなります。0から2歳の園児と、3から5歳の園児のうち長時間利用児については、保育士資格を有する職員を配置する必要があります。また、3から5歳の園児のうち幼稚園に相当する短時間利用児については、教員免許または保育士資格を有する職員を配置する必要があります。ただし、3から5歳児の学級における担任は、教員免許が必要となります。

したがって、表の右下の枠外に示しているとおり、保育教諭のみで構成する場合は、15人の職員が必要となります。また、保育士資格のみを有する職員と教員免許のみを有する者で構成する場合は、10人の保育士と7人の教員が必要となります。

5ページにお戻りください。

「(2) 園舎・保育室などの面積」です。

これも、前回までの資料を一部修正しています。前回までは、兵庫県の幼稚園基準に合わせて、保育室を53㎡以上、遊戯室を100㎡確保する方向で提示していました。事務局で再検討した結果、乳児室については、西宮市における保育所の認可基準に準じて、子ども1人につき3.3㎡を確保し、その他については、国が示す基準に準拠する方向で提示しています。

ハード面の基準については、移行特例による経過措置が設けられていますが、先日公布された府省令の中では、特例は「当分の間」と記されています。したがって、移行した既存施設も、将来的には新設の基準で整備することが求められる可能性があります。

こうした状況を想定して、既存施設からの移行を円滑に進めるために、国が示す基準に準拠する方向で検討しております。

次に、「(3) 給食」です。

国の府省令では、原則として自園調理とし、調理室の設置が求められています。満3歳未満の子どもについては外部搬入を認めないこととされていますが、満3歳以上の子どもについては、一定の要件のもとで外部搬入を可能とし、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備が必要とされています。また、食事提供をする子どもが20人未満である場合は、調理室ではなく、提供する人数に応じた調理設備でも可能とされています。

本市の基準としては、国の基準に準拠する方向で考えています。

次に、「(4) 園庭の設置・面積」です。

国の府省令では、まず園庭は必置とした上で、園舎と同一の敷地内または隣接することが原則とされています。面積については、満3歳以上の園児に対して、幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きいほうの面積を確保すること、満2歳の園児に対しては、保育所の認可基準である1人につき3.3㎡を確保することとされています。また、屋上、公園等の利用を妨げるものではないが、原則として屋上・公園等の代替地の面積算入は認めないこととされています。

本市の基準としては、国の基準に準拠する方向で考えています。

「幼保連携型認定こども園の認可基準」についての説明は、以上です。

座長 ただいま事務局から説明いただいた「幼保連携型認定こども園の認可基準」について、ご質問、ご意見をお受けしたいと思います。

最初に、私から確認します。

各基準について説明がありました。西宮市では、職員の資格、園舎、給食、園庭については国の示す基準に準拠するが、1点、乳児室についてのみ、西宮市が国基準を上回っている1人当たり3.3㎡を確保することを入れるわけですね。

事務局 はい、そうです。

座長 ご質問、ご意見はありませんか。

委員 4ページの「3 各基準について」のところで、1・2歳児の職員配置について、現在は運用で5対1となっていますが、6対1にするということですか。

それと、4・5歳児の30対1についても、現在の20対1との関係をどのように考えればいいのでしょうか。

幼稚園の場合、幼保連携型認定こども園に移行するときに、30対1のほうが移行しやすいのか、子どもにとっては20対1のほうが手厚くていいと考えるのか、迷いがあります。30対1で条例化してしまうと後で見直すことは難しいのかなとも思います。予算がつくことですから、それも含めて、5対1と6対1のところと20対1と30対1のところをどう考えればいいのか教えてください。

事務局 前は、事務局案として4・5歳児は20対1と整理したわけですが、移行するときに20対1とすると人員確保等が困難な場合が出てくる可能性が高いというご意見がありました。事務局で再度検討した結果、条例上は30対1という国基準にしておいて、保育所の4・5歳児は20対1にしている関係もありますので、保育の質の低下を避けるためにも、運用上で20対1にすることも考えていかなければいけないと思っています。

ただ、条例で30対1としても、これはあくまでも配置基準の下限を定めているだけです。幼稚園の中で幼保連携型認定こども園に移行する中で、20対1で移行できる場合と移行できない場合が考えられるので、30対1に整理しておいて運用でカバーしていくことを考えていきたいと考えています。

委員 私に迷いがあるのは、30対1と20対1の問題で「難しいから移行できない」という声が各幼稚園から出てくるかどうか読めないからです。基準としては20対1のほうがいいとは思っているのですが、どうすればいいのか、皆さんのご意見を聞かせていただけたらと思います。

委員 保育所は、3・4・5歳児は20対1の職員配置をしていますので、保育所の認定こども園化を考えると、やはり20対1の基準であってほしいと思います。

というのは、幼稚園と保育所では預かる時間も大分違います。7ページにある兵庫県の基準でも、短時間と長時間とでその割合を変えているように見えます。長時間の保育では職員の人数が必要になりますので、「2号認定の子どもは20対1」という考え方もあるのかなと思いつつも、海外の状況などを考えると、できるのならばなるべく20対1にするほうがいいと思います。

先ほど、運用で現実を見てやっていくという説明がありました。運用でされるのであれば、運用の内容について、どこかに明記していただきたいと思います。

事務局 条例で決めてしまうと制限が入ってきますので、運用の中でしていくほうが一定の妥当性があるだろうと考えています。委員が言われたように、現在、保育所では、1・2歳の配置について、条例上は6対1にしていますが、運用で5対1にするという整理をしています。

保育所から認定こども園に移行する場合は、予算化されているものに移るわけですが、幼稚園が認定こども園に移行する場合は、どれくらい予算が必要になるのかが明確になっていませんので、運営の中で整理、検討していかなければ仕方がないのかなと考えています。

その点を明記することについては、どういう形でできるのか即答はできませんが、運用の中でどのように担保できるかも含めて検討する必要があると考えています。

委員 職員配置を30対1にするのは、現在の幼稚園がそういう形だから、移行するときに運営する側としては大変なのではないかと考えたからだと聞きました。

認定こども園については、幼稚園のいいところと保育所のいいところをとるという発想でしたから、私も最初は期待していました。子ども・保護者にとっては、20人に1人の保育士さんがいて、手厚く見てくださることは望ましいと思います。

ただ、現実的に難しいのなら、条例上は30対1にしておいて、「それでも西宮市は20対1を奨励している」とするのか、逆に条例上は20対1にしておいて、30対1の幼稚園が移行しにくいから、そのあたりは緩和して見るのか、そのどちらかだと思いますが、どうでしょうか。

座長 しかし、条例で決めてしまうと、基本的にはその基準を下回る施設は認められません。ですから、20対1にすると、委員が前回言われたように、現状ではほとんどの幼稚園は移行が難しいということですね。

委員 そうということなら、条例上は30対1にしておいて、運営上でなんとかして20対1にしようという形でも構わないと思います。

委員 もう一つは、移行しようと考えている園の思いはどうなのかがわからなくて、「20対1のほうがいいのに」というところも多いかもしれません。ただ、移行するときに、そのあたりのハードルが高いと難しいとは思いますが。ですから、私も幼稚園の代表としては意見を言いにくいところですので、皆様のご意見をしっかりお聞きしておきたいと思いました。

委員 30対1なら移行しようと考えている幼稚園はあるのですか。

委員 そこが確証を持ってないということです。

事務局 30対1にすれば移行しやすいとは思いますが、しかし、ずっと30対1のままがいいのかとなると、保育所のほうは条例上20対1にしている中で、そこに近づけていくようなことは必要になってくるだろうと思います。ですから、最初の段階では30対1という移行しやすい形にして、あとは努力で、とにかく早く20対1になってもらうという形にすることも必要かなと考えています。

委員 20対1にすると、移行する園が少なくなって意味がないと思います。ですから、今は30対1にしておいて、委員が言われるように、運営のほうで20対1にすることをはっきりさせていただいておけば、それでいいのかなと思います。

もう一つ、6ページの「保育教諭」の説明で、「幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士登録受けたもの」となっていますが、この「登録」の意味がよくわからないので、教えていただけますか。

事務局 幼稚園の免許については免許状ですが、保育士のほうは、県に登録するというので、少しニュアンスが違うのかなと思います。

事務局 保育士登録というのは、国のほうに保育士資格を取得したという登録する制度になっております。

座長 教員免許と保育士資格の両方が必要ということでは、同じことです。ただし、急には取れないので、特別措置で5年間ぐらいは猶予期間があって、その間に勉強して取ればいいことになっているのですね。

事務局 保育士に合格して、登録しなければいけないということなので、ここで「登録」という言葉が出てきていると思います。

委員 教員免許状の免許と違うシステムなのですね。教員免許は登録しないですよ。

事務局 システムが違うということです。

委員 わかりました。

座長 委員に質問したいのです。委員は、幼稚園連合会の理事長というお立場ですが、委員でも西宮市内の幼稚園の意向はおわかりにならないわけですね。

委員 そうです。各園の意向については、県などが調査したデータを見たことはありますが、連合会として西宮市の全園に調査したわけではありません。現在は、個々に「しようかな」という段階です。基準がどうなるかが大きいのでしょうかね。

しかし、改めて考えてみますと、20対1を外して現状の30対1のままで条例化して、それをなかなか動かせないのなら、難しいのかなと思いますが、運用でしていくのなら大丈夫なのかなとも思います。また、保育所とのバランスを崩してしまうところがあってはいけないのかなとも思っています。ですから、皆さんの合意を図らずに、私の意見によってどちらかに決まってしまうのはどうかなと思っています。

委員 2つ確認します。

1つは、職員の配置基準は、西宮市としての認可の基準でもあるのですね。保育所の認可権限を西宮市は持っておられますから、これはそのまま残るわけですね。

事務局 そうです。

委員 保育所の認可基準として20対1を残した上で、幼保連携型認定こども園ではどういう基準をつくるかという話なのですね。

基本的には国が示す基準を下回ることにはできないので、まずは国基準にしておいて、具体的にどういふ対応をするかなど、認可の実施のところで現実に合った対応策をどのように持つかが問題になります。ですから、どこの市でも、国基準を押さえた上で、具体的に今までの実績をどのように実のあるものにしていくかを考えておられるようです。

委員 正直、20と30の違いで実際にどうなるのか全然わからないのですが、先ほどのお話を聞いている限りは、運用が重要だと思いますので、汎用性があって、そこから20対1に移行していける戦略的なものがあればいいと思います。

素朴な疑問としては、各園の意向がわからないというお話もあったので、時間が許すのであれば、意向調査というか、実際に運営しておられる方の声を拾ってもいいのかなとは思いました。

座長 私が答えるべきかどうかわかりませんが、国のほうから基準が出たばかりなのに、来年の4月からの施行です。委員が迷っておられるように、幼稚園も、この市の基準がどうなるかで決めることになると思います。卵が先か鶏が先かというように、基準を決めないまま意向を聞いても、多分答えられないと思います。しかも、認定こども園に移行した場合に収入がどうなるかの公定価格の話も、これからなのです。それが出てから各園に意向を聞いて、それからルールを決めるといふと、今年9月の園児募集には間に合わなくて、来年度のスタートも無理になりますね。

事務局 国は「6月市議会に上程してください」と言っていましたし、西宮市も、当初の予定では6月市議会に条例を上程することになっていましたが、国の府省令が1カ月ずれて4月30日に出たばかりですので、西宮市も含めて、各市とも6月市議会での上程は無理だとなりました。その上、10月ごろからの園児募集のことを考えると、7月ぐらいから保護者や幼稚園・保育所の事業者に対する説明をしなければいけません。それは、9月に上程が通ってからというわけにはいきませんので、条例ができていないまま進めることになります。

ですから、条例は9月市議会に上程しますが、条例案という形で7月頭ぐらいから周知説明を始めて、その後条文の整理をしていきますので、スケジュールがないのが実態です。

事務局 基準の条例もありますが、座長が言われた公定価格や利用料金についても、国のほうからイメージは出ていますが、詳細はまだ出ていません。これについては、5月の終わりぐらいには示されると聞いていますので、それから国のほうが幼稚園などへの意向調査をしようとしています。

座長 私の整理としては、委員が言ってくださったように、国基準は必ず守らなければいけませんし、西宮市には保育所の認可基準がありますので、保育所の20対1は守られます。幼稚園に関しては、出原委員が言われたとおり、幼稚園自身も、20対1という引き上げた基準を目指すのか、30対1のハードルがいいのか、これから考えられると思います。

そういうことからすると、今は不用意に国の基準をさわらず、30対1で条例を決めて、しかし、長時間預かることになれば20対の1ほうがいいでしょうから、西宮市としてレベルの高い認定こども園を目指すべく運用していくという形が現実的かなと思いますが、どうですか。

委員 そうしかないでしょうね。

座長 委員が言われたように、供給側の幼稚園の意向を聞き、どういう制度がいいかを決めつつやっていくべきなのでしょうが、先に骨格のルールだけが動き、それに現場が合わせていくようになっているのです。普通の企業の論理では、消費者のニーズが先にあるはずですが、これは、国の公費が投入されるので供給側が合わせていくという不思議な形ですね。

委員 先ほど委員が言われた、条例に何か文言を入れることは難しいでしょうね。

事務局 条例にそういう文言を入れることは非常に難しいところがありますので、要綱なりでどういうやり方ができるのか、少し検討する必要があると思います。

座長 この基準等検討ワーキンググループの議事録に残し、本体の会議として、国基準で決めるけれども、西宮市では、実際の保育所では20対1でやっているのと同じ子どもだから、いずれ認定こども園での2号認定の4・5歳児が多くなれば、保育所に近い基準での運用を目指してほしいという附帯意見をつけていただくとか、そういうことはできますか。

事務局 そういった考え方でいいかと思います。

委員 ついでに言えば、1・2歳児の6対1も、5対1を目指していただきたいと思います。小さいうちは、大人との関係が非常に大事になります。20人に1人が30人に1人になると、大人とかかわる時間などが減ってしまうことになりますので、そのあたりのことも考えていただきたいと思います。

委員 運用上で行く行くは20対1を働きかけるといってお話がありましたが、具体的にはどういう方策があればそういう方向に移行していくのでしょうか。

座長 お金ですね。

委員 補助のところでインセンティブが働くわけですか。

座長 国基準が30対1ですから、国からは30対1の分のお金しか来ません。それ以上の部分は西宮市が単独負担で持つことになります。しかし、それは市民からの税金です。どこの自治体も財政が苦しいですから、子どもに回すということは、どこかを削ることになります。その覚悟があればできると思いますが、どうでしょうか。

事務局 その点についても、保育所ではそういうことをやっていますので、市としては、限りなくそちらにしていく努力はしていかなければいけないとは思っています。お金がきちんとついてくるかどうかについては、内部での取組みになりますので、明確に「やります」と言える状況ではありませんが、そういうことも含めて考えていかなければいけないと考えています。

座長 保育士や幼稚園教諭の方の人材確保の問題はどうなのですか。

委員 そこも未知数ですね。認定こども園の保育教諭も含めて、認定こども園に

就職する人がどれだけいるかの問題はあります。今、保育士不足が言われていますが、幼稚園教諭不足にもなりつつありますので、どうなるかはわかりません。

座長 ですから、お金と人の両方で問題がありますね。

委員 ですから、そこはハードルが高いところではあるかなとは思いますが。

条例の見直しの件ですが、1年後か2年後にあるのでしょうか。今回決めたとしても、見直しをかけていかなければいけないところがいっぱい出てくると思いますが、どうでしょうか。

事務局 特にルールはありませんが、一度条例をつくると、通常はそれほど頻繁に変えるものではないのが一般的です。ただ、年に4回の定例会が行われていて、そこに提案すれば、変えることは理論上可能ですので、1年待たなければいけないというわけではありません。

事務局 今後、5年間の事業計画をつくることとなりますが、中間年あたりでニーズ調査をして見直しを行うことは考えています。今回は、ハードルを上げてしまうことで移行への難しさが出てしまうことを加味して、事務局案として30対1を提示していますので、20対1が十分にいける状況になれば、その時点で検討することはあると思います。そのあたりは、絶対に上げられないとか、コンプライトされたものだということではないことをご理解いただきたいと思います。

座長 「幼保連携型認定こども園の認可基準」については、このあたりでよろしいでしょうか。

〔発言者なし〕

座長 それでは、次の議事に移ります。

次は、「議事(2) 確認に関する運営基準」です。

事務局から説明をお願いします。

事務局 資料集8ページをご覧ください。参考資料集は、14ページになります。

新制度においては、「認可」を受けた施設・事業者が「給付」等の支援対象となるために、市町村から「確認」を受ける必要があります。その上で、支給認定を受けた子どもが給付費を受けるためには、この「確認」を受けた施設・事業者を利用する必要があります。

「認可」と「確認」の違いがわかりにくいと考えまして、8ページのなかほど(2)に「認可と確認の違い」という項目を入れています。

「認可」は、「当該施設が目的に合った基準を満たしていること」をいいます。「認可」については、先ほどの認定こども園のところでも議論がありましたように、人員配置の基準や園舎・保育室の面積、園庭の面積等、ハード的な部分になります。また、「確認」は、「「認可」を受けた施設・事業者が給付の対象であることを認めること」をいいます。例えば利用定員を定めたり、運営に関するいろいろなルールを決めるもので、どちらかということ、ソフト的な基準を定めることとなります。

「確認」を行った市町村においては、適正な給付の維持のために、施設・事業者に対して定期的に指導監督を実施することになります。

2の確認の基準に関する「従うべき基準」としては、「利用定員」と「施設・事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの」と規定されています。

8ページの中ほどの表では、「認可」と「確認」をどこがするのかを施設別・事業別に記載しています。

「認可」については、兵庫県に「認可」が残る施設等があります。具体的には、認定こども園のうち幼保連携型認定こども園以外の3つの類型及び幼稚園については、従来どおり兵庫県が「認可」を行います。それ以外の幼保連携型認定こども園と保育所、地域型保育事業の4つの類型については、西宮市が「認可」を行うこととなります。

「確認」については、「給付」はすべて西宮市が行いますので、すべての類型において確認主体は西宮市となります。

西宮市では、「認可」においても指導監督、監査を行っています。「確認」でも監査をすることになるかと思いますが、そのあたりの細かいことについては未定です。兵庫県と調整することになると考えています。

9ページには、国の府令で示された基準を記載しています。

市町村が条例で定める項目としては、「利用定員」と「運営基準」の2つとなります。

まず、「利用定員」です。

「教育・保育施設」における年齢別の設定については、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもの0歳、3号認定子どもの1・2歳の4区分とされています。

また、「地域型保育事業」においては、「家庭的保育事業」では1人以上5人以下、「小規模保育事業」のA型及びB型は6人以上19人以下、「小規模保育事業」のC型は6人以上10人以下、「居宅訪問型保育事業」は1人を利用定員とし、年齢別では、0歳と1・2歳の2区分に設定することとされています。

次に、「運営に関する基準」です。

9ページの中ほどから12ページにかけて、「正当な理由のない応諾拒否の禁止」や、「緊急時の対応」、「運営規程として定めておくべき事項」、「保護者が適切に施設などを選択できるための情報の提供」、「記録の整備」などについて定めることを記載しています。

これらは、一般原則として必要な内容となっていますので、本市の基準としては、国の示している基準のとおりとする方向で検討しています。

なお、今回の府令には盛り込まれていませんが、国においては、法律に基づいて行う予定の「情報公表」や「業務管理体制」についても議論されています。その内容については、参考資料集の14・15ページに記載しています。

「情報公表」については、参考資料14ページの枠内にあるように、大きく「基本情報」と「運営情報」の2項目が挙げられています。これらの項目については、利

用者がどの施設を利用するか判断材料とするものとされています。

また、「業務管理体制」については、施設・事業者の規模に応じて届出事項が設定されています。

このあたりは、子ども・子育て支援法には書かれていますが、今回の府令では特に触れられていなかった事項で、このような「情報公表」と「業務管理体制」の整備が求められています。

「確認に関する運営基準」の説明は、以上です。

座長 ただいま「確認に関する運営基準」について説明がありました。

先ほど議論していただいたのは、幼保連携型認定こども園の「認可基準」で、人員配置や面積基準、園庭や調理施設のことですが、この「確認」は、今回新しく始めるもので、どのように運営するかというソフト的なものを定めたものです。特に新しいのは「運営に関する基準」で、そのうちの「従うべき基準」は、必ず守らなければいけない基準です。事業内容について説明することや、情報公開するとか、正当な理由なしに保護者の利用申込みを断ってはいけないなど、必ず守らなければいけないことです。「参酌すべき基準」は、よく考えて従うかどうか決めるもので、例えば「支給資格等の確認」や「支給認定の申請に係る援助」などです。これらが国のほうから事細かく4月30日に出たばかりです。これを自治体として、「認可基準」と同様に、「確認に関する基準」も条例にしなければいけません。

さらに、これまで西宮市では、面積や人員配置や給食などの「認可」の基準についてチェックしていましたが、今後は、こういったソフトの運営面のチェックもすることになると思います。その基準を決めるということです。

資料を見ていただいて、何かご意見があれば是非いただきたいと思います。

委員 「認可」と「確認」に慣れていないからわかりにくいですが、8ページの表を見ると、「認可」の場合は、その主体が市と県で分かれています。認定こども園の幼稚園型と幼稚園については、「認可」は県で、「給付」や「監査」は市が行うのですか。

その前に、ここの「幼稚園」とは、どういうものですか。

座長 学校教育法上の私学助成の幼稚園でしょうか。

事務局 「認可」については、兵庫県に残るものと、幼保連携型認定こども園と地域型保育事業のように、市が行うものがあります。

今回の新制度にのらない従来型の幼稚園は、就園奨励等そのまま行いますし、「給付」も市は関与しませんので、全く今と同じです。

新制度に移る幼稚園と認定こども園については、「認可」は、幼稚園は兵庫県ですし、認定こども園は、幼保連携型は西宮市で、それ以外は兵庫県が行います。ただ、「確認」及び「給付」についてはすべて市のほうにおりてくるとご理解いただきたいと思います。

「監査」については、「認可」に関する監査も残りますので、兵庫県が「認可」している施設については、兵庫県の監査は残ると思います。ただ、市も「確認」してお金を払う以上、「給付」に関する監査は市が行うことになります。その線引き

がどこになるのか、2つから監査を受けるのかという疑問もありますので、兵庫県と相談して、一緒に行くのか、すみ分けをするのかについては、今後の調整になるのかなと考えています。

座長 私学助成の幼稚園で、現在、文部科学省から来る補助金の預かり保育を実施していて、施設給付を一切受けないところは、「確認」を受ける必要はないのですね。

事務局 従来型の幼稚園については、「確認」はないです。

座長 施設給付型の幼稚園に移った場合だけあるわけですか。

事務局 はい、あります。

委員 資料集の12ページの「西宮市の考え方」のところです。

「従うべき基準」は従わなければいけないのですが、「参酌すべき基準」も含めて「国が示す基準に準拠する」となっていますが、この「準拠」の範囲は何か考えておられるのですか。「これとこれは取り入れるけれども、これは取り入れない」というものはありますか。

事務局 今のところは、国の示す基準のままでいこうと考えていますので、省令等をそのまま流用して、本市の条例におろしていこうと考えています。

委員 「利用定員」のところがよくわからないのですが、「認可定員」があって、新たに「利用定員」を、1号認定、2号認定、3号認定の0歳と1・2歳の4種類に分けて定めますね。その「利用定員」の総数が「認可定員」の総数以内ならばいいわけですが、超えればどうなるのでしょうか。多分、保育所のほうは、現在定員の弾力化を行っていますから、そこが心配点だと思います。

事務局 国の示しているものでは、「認可定員」がまずある中で、「利用定員」は「認可定員」の範囲内となっています。ですから、「利用定員」を「確認」で申請するときには、その範囲内で申請することになります。ただ、現在の保育所では弾力運用をしていますので、そのあたりは別の取扱いになるのかなと考えています。

座長 今、保育所では、待機児童対策として、定員を弾力運用して、もちろん保育士の配置などは守られていますが、定員を上回る子どもを預かっています。今のお話では、「利用定員」は「認可定員」以内ですから、定員割り増しの受入れはダメなのですね。しかし、待機児童解消はしなければいけないので、弾力運用は続くはずですが、それに関する新しいルールはまだ示されていないのですね。そういうことでいいですか。

事務局 座長に補足していただきまして、申し訳ありません。

保育所の例でいくと、例えば「認可」の定員が90人という園では、受け入れるところが足りないものですから、実際には弾力化で1割ぐらい上乗せして100人ぐらい受け入れていただいています。今回、「確認」で「利用定員」を定めこととなりますが、今100人受け入れているからといって、「利用定員」を100人で申請することはできません。認可定員が90人なら、90人までで申請することが今回のルールです。

しかし、実際は、90人のところに100人受け入れてもらわなければ、待機児童が

増えていくことになりますので、「利用定員」は90人にして、実際の運用では弾力化を認めて100人受け入れていただけるようになるのではないかと考えています。しかし、そのあたりはまだ国のほうから示されていません。

全国的に待機児童がかなり出ていますので、「利用定員」の枠内で受け入れることになると、たちまち困ってくる自治体が出てくると思います。

委員 10ページの一番下で、「定員の遵守」が「参酌すべき基準」になっています。その説明を見ると、事情があれば利用定員を増やしてもいいように読み取れるのですが。それと先ほどの説明とはどういう関係になるのですか。

事務局 ここがまさに弾力で運用するときを使う規定になるのかなと考えています。

委員 「定員の遵守」は「参酌基準」なのですね。「利用定員」を定めることは「従うべき基準」ですから、矛盾しませんか。

委員 ここにある「参酌すべき基準」をすべてなしにすることはできるのですか。

事務局 「参酌すべき基準」なので、もちろん変えることはできますが、国の府省令によると、特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応等やむを得ない事情がある場合には、この限りではないという条文になっています。ですから、「利用定員数を超えて受けてはいけない」とすることもできますが、弾力的に運用するために、この条文は残したいと考えています。

委員 今、保育所では、待機児童対策として20パーセントぐらいの弾力運用を行っています。今お聞きすると、年度途中はいいが、年度当初はだめだと聞こえたのですが、現実に4月1日から100パーセントを超えて入れている状況があります。今の説明では、4月時点では弾力運用はしないことになるのかなと思うのですが、どうでしょうか。

事務局 申し訳ございません。一部飛ばして読みましたが、「その他やむを得ない事情」と書いてありますので、そのあたりは十分にカバーできると思います。

委員 「年度途中」という言葉がありましたね。

事務局 「年度中における特定教育・保育」という言葉が初めにあるのですが、最後に「その他やむを得ない事情がある場合、この限りでない」とありますので、そのあたりは十分対応できていると思っています。

座長 委員は、「利用定員」は「従うべき基準」だけれども、「定員の遵守」は「参酌すべき基準」で間違いないのか質問されたのですが、それはそうなのですね。

事務局 「定員の遵守」については、「参酌すべき基準」となっています。

座長 委員、保育所では、保護者からの相談に対応したり、いろいろとやらなければいけないことが多くありますが、思わぬものが入っているというようなものはありませんか。

委員 細かく読み込んでいないのですが、大体今言われているようなものかなと思います。ただ、「参酌すべき基準」であるのなら、あえてこの基準を入れるべきか、入れるべきではないか、多分全くなくしてしまうわけにはいかないのでしょうか。

が、そのあたりはどうかと思いました。

例えば「定員の遵守」に関して、この文章には「やむを得ない事情」とあります。その「やむを得ない事情」とは何かなと思ったり、何をもって「やむを得ない」と判断するのかという気がしないでもありません。

委員 いろいろなことが「やむを得ない事情」になりますよね。

委員 「いっばいだけれども、申し込まれたのでしょうがないから入れた」というのは、「やむを得ない事情」に当たるのですか。懇願された場合はどうなのかとか、いろいろと判断の難しい部分が出てくるのかなという気がしないでもありません。待機児童の関係で入れるということだけなのか、申込みが多いからある程度考慮して入れていいのかとか、いろいろなことが出てくると思うのです。

事務局 府省令の文章を読むだけではわからないところが多いので、国のほうに確認していきたいと思っています。ただ、施設をつくってすぐに定員を増やせる状況にはありませんので、現状で保育所等に入れられない子どもたちを救っていかねばいけないことには変わりがありません。そのあたりはしゃくし定規な解釈にはならないのかなとは思っています。

国のほうでは、待機児童対策のためにパイを広げて、認可定員ベースあるいは利用定員ベースで年度当初にすべての子どもを受け入れることを目標としていますが、すぐにできるものではありませんので、そのあたりは一定やむを得ない状況なのかなと考えています。

事務局 この文章では「年度途中」が冒頭にありまして、年度当初はだめだと読めるのですが、全国的にも西宮市でも、それは理想の話であって、どうしても年度当初から定員を超えて受け入れなければいけない状況にあります。これについては、「やむを得ない事情」という言葉を頼りに現在の弾力運用を整理していかねばいけないとは考えています。

委員 まだ「確認」という言葉に慣れないのですが、来年度から新制度になりますので、具体的にどういう「確認」の手続を踏むのかについては、また国から示されるのですか。

例えば11ページの上から3つ目の「虐待等の禁止」で、「職員は、子どもに対し、子どもの心身に影響を与える行為をしてはならない」と当たり前のことが書いてありますが、これを実際にどう発見したり、防止したり、確認したりするかが今後重要になってくるかなと思います。そのあたりのイメージがわからないので、わかる範囲で教えていただけたらと思います。

事務局 「確認」は27年度からの施行になります。準備行為として26年度中から「確認」の作業が始まります。既存の施設については、「みなし確認」の制度を設けると聞いていますが、具体的にどのような手続を経るのかについては、まだ国から示されていません。

国からは、10月30日時点で「特定教育・保育施設の確認申請書」という書式は来ています。ただ、これが最終形かどうかはわかりませんし、実際にこのような形で出すのかもわからない状況です。

これを見ますと、例えば「虐待」ですと、添付書類の中でいろいろなペーパーを出すようになっていきます。例えば「秘密保持のための措置に関するルール」や「相談・苦情のための取組みの状況」、「事故発生時の対応マニュアル」など、いろいろな書類を添付することになっていきます。ただ、そのあたりも具体的な指示が何も来ていませんし、「虐待の禁止」をどう担保するのかについても、まだ手元に資料が来ていない状況ですので、おいおい国のほうから一定ルールのものが示されて、市の要綱等で決めていくことになるかと考えています。

委員 「参酌すべき基準」をなくしてはという意見がありました。「従うべき基準」の中でも、当然のものもありますが、例えば「正当な理由のない提供拒否の禁止」も、「正当な理由」とは何かという疑問があります。ほかにも、「事故発生の防止及び発生時の対応」でも、事故防止のための委員会を設置したり、職員の研修も定期的に行うことになっていきますが、その委員会のメンバーは誰なのかなど、疑問がとても多いです。

「正当な理由のない提供拒否の禁止」は当たり前のことですが、実際に見ていると、ないこともないようですので、「拒否できる正当な理由」とはどういうものになるのでしょうか。

事務局 「正当な理由」については、今月、国のほうから事業者向けのQ & Aが示されたところです。その中で、「保護者から正式の利用申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではいけない」とありまして、これが大前提になっています。

その「正当な理由」について、国のほうからは大きく3つ、例を示しています。1つ目は「定員に空きがない場合」、2つ目は「定員を上回る利用の申込みがあった場合」、3つ目は「その他特別な事情がある場合」とありまして、この3つ目が抽象的です。これについては「今後慎重に整理する」となっておりまして、主な例として、特別な支援が必要な子どもの状況と施設・事業の受入能力・体制との関係で、例えば施設的に受入れができないとか、事業者側の能力の関係で受入れが困難であるとか、そういったことが例示してあります。2つ目に、「利用者負担の滞納があった場合」も、場合によっては「正当な理由」になるのではないかと示しています。ほかには、設置者・事業者において通園標準地域を設定している場合は、その標準地域以外から入所申込みがあった場合も「正当な理由」の一つになるのではないかとされています。あとは、「保護者とのトラブルの関係」として、保護者と何らかのトラブルがある場合は拒むこともあると例として挙げています。ただ、「今後慎重に整理して、運用上の取扱いとして示していく予定である」となっています。

抽象的なところがありますので、まだまだ不安を払拭できるところまでには至っていないとは思いますが、国から例として示された内容は、以上です。

委員 ということは、特にハンディを持った子たちも、受け入れることが基本で、施設・事業者側に能力がない場合にはどうなるかも含めて、基準を定めていくと考えていいのですか。

事務局 基本的には応諾義務があることが前提になっています。ただ、施設側の

関係で必ずしも応諾義務に込えられないケースが出てくることもありますので、あくまで原則と例外の関係だと認識しています。施設側が任意に幅広く受けられないとすると、制度の趣旨から外れるのではないかと考えています。

ただ、特別な支援が必要な子どもの受入れにあたっては、施設の状況との関係で、場合によっては「正当な理由」として受け入れられないケースもあると例示されています。

座長 「参酌基準」についてお聞きします。

例えば9ページの「小学校との連携」が「参酌基準」になっていますが、西宮市が条例化した以上は、「やってくれ」とお願いするのと同時に、西宮市としても、幼保小の連携の一層の充実や、具体的に小学校の先生と保育所・幼稚園の先生が互いに訪問し合うようなことを先導的になさるのですか。

また、「心身の状況等の把握」も、当該児童が家庭的な問題を抱えていたり、虐待のリスクや、母子健診を全く受けていないなど、市のほうには記録があると思いますが、そういうものをすべて市のほうから提供するようなルールを明確化するのでしょうか。

「参酌すべき基準」を条例化する以上は、施設側の努力だけではなく、それができるような行政側の働きかけの責務も発生すると思いますが、それに対してはどのようにこれから準備していかれるのか、お聞かせ願えますか。

事務局 幼保小の連携については、西宮市では、地域ごとにグループに分けて、公立も私立も含めて、保育所、幼稚園、小学校が連携推進事業を10年以上前から行っています。そういう形で、幼保小のスムーズな接続のための事業については、取組みを進めています。

ですから、「小学校との連携」を条例に入れますが、西宮市としては、全市的な取組みを現在も進めています。

事務局 「心身の状況等の把握」については、条文上は「特定教育・保育施設・事業者は、把握に努めなければならない」という形になっていますが、一定行政とも連携しながらやっていかないといけないのかとは思っています。

座長 新潟県長岡市など幾つかの自治体では、法律が通る前に、「子どもカルテ」のようなものをつくっています。教育委員会と福祉部局の兼務辞令を出して情報交換のルールを決めたり、子ども一人ひとりのカルテがあって、全部引き継がれていくようですが、それはどうでしょうか。

事務局 その点については、これから構築していくところですが、西宮市では、住民基本台帳で子どもたちのことを拾い上げてはいます。ただ、それについては、就学前でも幼稚園ぐらいからしかつかめていません。現在、構想はしているところですが、今後、一人一人の情報を全部把握して、情報共有して、つなげていくための作業を進めている状況です。その点については、こういったことも進めていけると考えています。

委員 これは運営に関する基準で、施設側が遵守しなければいけないことです。とてもすてきなことが書いてあると思いますが、運営側としては、「参酌すべき基

準」はなくしたほうが運営しやすいと思います。しかし、利用者側からすると、この「参酌すべき基準」が明示されるからこそ、子どもたちの育ちが担保されると思いますので、これはあってほしいのです。

しかし、座長が言われたように、施設側や、意欲があって子どもたちのためにこれからやろうとしているところは、なかなかできないと思うのです。ですから、行政側がバックアップしたり、橋渡しすることが絶対に大事になると思います。これは国から示された案ですが、条例化するのは西宮市ですから、西宮の子どもたちのためにどうするのかをきちんと考えておいていただきたいと思います。

先ほどの「正当な理由」についても、A施設にとっては正当な理由であっても、B施設にとってはそうではないかもしれません。そのあたりも考えて、「B施設へ行きなさい」という橋渡しもされると思います。私も、保育所入所を断られた子どもを受け入れている手前、どうしたらいいのかと迷う保護者をきちんとフォローすることを考えてほしいと思います。それがないと、これが本当に生きた基準になっていかないかと思います。これは是非是非願うところです。

事務局 委員が言われたことは、国のほうも考えているようで、正当な理由があっても受入れができない場合でも、断った施設・事業者も、ほかの適切な施設・事業者への連絡・照会、市町村へのあっせん依頼等をする、市町村においても、そのあたりの調整をすることが書かれていますので、実際にはそのような形で進むのかなと考えています。

委員 同じような意見ですが、西宮市でも、わかば園等の関係でいろいろと考えられていることもあります。今は出たばかりなので難しい話だとは思いますが、施設・事業者に提示できるようなきちんとした形で、しっかりとやっていただきたいと思います。

ここに出されている基準は、従うべき基準も参酌すべき基準もすべて条例に入れると考えていいわけですね。

事務局 すべて入れる形で考えていますが、条文のほうはザクっとしたものになっていますので、実際の細かなところは詰めていくことが多いかなと思います。

委員 先ほどの「苦情解決」や「事故防止」などでも、標準のマニュアルを市が作って渡すような形にすれば、施設・事業者側の対応もかなり楽になるのではないかと思いますので、できる限り形を決めたものを用意したほうが市内で統一できるのではないかと思います。短い時間で大変だとは思いますが、そのあたりをよろしくお願いします。

委員 1つだけ。

11ページで、「情報の提供等」が「参酌すべき基準」になっています。今、ほとんどの保護者の方は、保育所を選択するときにホームページを見ていますから、きちんとした情報提供は義務づけにしないと、今の保護者の気持ちにマッチングしない面があると思います。ですから、「情報の提供等」は、「参酌」ではなく、「従うべき基準」として市として要請することが大事ではないかと思います。

条例では、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」とを分けるのでしょうか。

「従うべき基準」は必ず条例に載せて、「参酌すべき基準」は、どれを載せるかは市町村の判断ですね。

事務局 この資料では「従うべき基準」と「参酌すべき基準」と書いていますが、条例化するときにはこのようなコメントが入るわけではありません。それぞれの条立ての中で、「～しなければならない」とか「～するよう努めなければならない」という内閣府令と同様の形で条例化される予定で進めているところです。

座長 条例上の文言で、「～しなければならない」が「従うべき基準」で、「努めなければならない」が「参酌すべき基準」ですか。

事務局 必ずしもそのような形にはなっていないようです。

座長 委員が気にしておられるのは、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」と国の府省令では分けられているが、西宮市が条例化するときには、「必ず守らなければいけない基準」と「努めなければならない基準」がわかる形で条例化するのか、全部を満たさなければいけないという形にするのか、どちらですか。

事務局 国の府省令を見ますと、そのあたりはわかるような形になっています。「～しなければならない」、「努力しなければならない」等がありますので、「努めなければならない」ですと義務ではなくて、「～しなければならない」であれば絶対にしなければならないことで、西宮市の条例でも明らかにされると思います。

あと、委員が言われた「情報の公開等」の項目ですが、これをすべてなくすことは想定されていません。都道府県のほうにも「届出しなければならない」と法律で書かれていますし、事業者もホームページで公表するようになっています。ここで「参酌」となっているのは、基本情報と運営情報の2つに大きく分かれています。そこに載せる項目について入れる・入れないを変えてもいいという意味で、ここは「参酌すべき基準」になっていると思います。

国が示しているイメージでは、例えば「過去3年間の退職職員の数」など、結構細かなことを書かれています。この項目についてもいろいろと議論のあるところだと思いますが、保護者が選びやすくなるためにいろいろな情報を出すことが基本的な国の考え方だと聞いています。

委員 これは運営に関する基準ですが、今後、監査の基準にもなるわけですか。

事務局 監査の内容について、市のほうが行うのは「給付」に関することになりますので、「給付」を行うためには「確認」を行わなければならないということから考えまして、書かれている基準がきちんと守られているかについては、監査の対象になるのではないかと今のところは考えています。まだ細かなところが示されていませんので、はっきり申し上げられませんが、「給付」ということから考えると、このあたりは監査で見ることになるのだろうかと考えています。

座長 お金を「給付」する施設かどうかは「確認」しなければいけないから、普通に考えれば、これを確認するということですね。

事務局 そうだと思います。

委員 先ほども出ていましたが、例えば「情報公表」の部分も、国のほうが来年度にするという話を聞いています。西宮市も、現在、コンシェルジュが情報を提供

しています。そういうことから、これは施設がやるべきなのか、市町村が担うのかという部分も、この中に多くありますので、そのあたりを含めて考えていただきたいと思います。もし施設がやらなければいけない部分を多くすると、人手がとられてしまうこととなります。これは非常に大事なことです。何らかの形ではやらなければいけないとは思いますが、そのあたりは考えていただきたいなと思います。

事務局 「情報公表」については、施設・事業者から都道府県のほうに届出をしなければならなくて、都道府県が一括して公表すると聞いていますが、施設側もホームページ等で公表してほしいとなっています。ただ、ホームページをお持ちでないところもあると思いますので、そのときは、事業所に備え付けることになるのかなと思っています。

また、市町村に対しては、保育所が情報をまとめて出すようには言われていないのですが、市町村でもすべきではないかということも書かれていますので、そこは調整することになるのかなとは思っています。

委員 抽象的だから、もう少し具体的にしたほうがいいですね。

事務局 ただ、都道府県には出さなければいけませんので、施設のほうで取りまとめていただく必要は出てくるとは思っています。

座長 これは委員が心配なさっているように、小さな保育ルームでもやらなければいけないわけですね。

事務局 国のイメージを見ますと、地域型保育事業の4類型もすべて入っていますので、このあたりも公表する必要が出てくるとは思います。

ただ、実務的に申し上げますと、保育ルームでは2人程度の少人数で運営されていますので、そのあたりは市のほうがサポートしなければならないのかなとは考えています。

座長 苦情解決の第三者委員会も設置しなければなりません。保育所ならできても、小さい保育ルームでは、市の相談窓口みたいなものがあるほうがいいのでしょうかね。

委員 「情報公表」のところで、保護者からよく聞くのですが、「幼稚園に入れただ、何をやっているかわからない、おたよりもない」、「でも、預かってもらっているんだから……」と言われるのです。そういった保育の内容や子どもたちにかかわることも情報公開するのかなと思ったので、これは、幼稚園にかかわらず、全般で進めていただきたいなと思います。

事務局 国のイメージでも、教育・保育の内容・特徴等の欄があります。どれぐらいの分量を書くのかという問題はありますが、そのあたりは保護者の方の関心が強いところでもありますので、一定判断できるようなものを求めていきたいと考えます。

委員 先ほどコンシェルジュの話が出ましたが、コンシェルジュやサテライトのひろば、さらに今回の「情報公開」等、一親としては、情報が豊富になるのはいいのですが、かえって選びにくかったり、アクセスしにくかったりする部分も出てくると思うのです。情報を公開する役割分担とか、どこかに集約するとか、全体の構

想が27年度の新制度が始まる前に形になっていればいいかなと思いました。

事務局 ご意見として承っておきます。

座長 「確認に関する運営基準」については、このあたりでよろしいでしょうか。
〔発言者なし〕

座長 それでは、今回の皆さんのご意見をまとめまして、5月27日の子ども・子育て会議に報告したいと思います。

本日は、2つの項目について議論いただきました。「幼保連携型認定こども園の認可基準」と「確認に関する運営基準」については、西宮市の提案のまま会議のほうに上げることにします。ただし、「幼保連携型認定こども園」については、特に4・5歳児の20対1についていろいろと議論がありましたので、条例では30対1にしますが、幼稚園の移行の意向などの実情もありますし、同じ子どもですので、幼保連携型認定こども園に長時間保育の2号認定の子どもが多く入るような事態になれば、保育所と同じ基準を目指してやっていくことを議事録に残し、会議にも報告して残しておきたいと思います。

「確認に関する運営基準」については、国の案どおり西宮市の条例にしますが、ご意見いただきましたように西宮市が行政としてバックアップするような仕組みや制度を考えること、情報の提供に関しても、窓口ができればできるほど保護者は混乱することもあるので、まずどこに行けばいいか、わかりやすい情報、判断しやすい情報がどこにあるかについて、市民の方がアクセスできるポイントをつくってほしいというご意見がありました。これは、このワーキンググループ以外の委員の方も言われていましたが、西宮市は住みたいまちナンバーワンなのですね。マンションがどんどん増えて、多くの若い方が、お子さんができたのをきっかけに、西宮市の情報がほとんどない状態で転入してこられる方が多いですので、その方たちが、困ることなく、子どもたちの居場所や幼稚園・保育所を見つけられるような仕組みをつくっていただきたいと思います。

そういうことでよろしいでしょうか。

委員 一応何らかの形で明記していただきたいということを申し上げたと思います。よろしくをお願いします。

座長 必ず文章で残していただきたいと思います。委員からは、そのほかに5対1のこともおっしゃっていましたね。

委員 できれば。

座長 どうもありがとうございました。

それでは、「その他」の項目で、事務局からお願いします。

事務局 事務連絡ですが、次回の第5回基準等検討ワーキンググループは、7月14日月曜日の午後2時からの開催予定ですので、よろしくをお願いします。資料については、1週間前にはお送りする予定です。今考えている議事は、利用料金の議論をいただけたらと考えています。

また、子ども・子育て会議については、今月の27日火曜日の午後5時からとなっていますので、よろしくをお願いします。

事務局からは以上です。

座長 委員の皆さん、最後に言い足りないことがあればどうぞ。

〔発言者なし〕

座長 それでは、次回の子ども・子育て会議は5月27日ですので、どうぞよろしくをお願いします。

本日は、皆さん、どうもありがとうございました。これで閉会します。

〔午後4時47分 閉会〕

【委員出席者名簿 7名】

【事務局出席者名簿 17名】

所属団体・役職名等	氏名	所属・役職	氏名
甲南大学マネジメント創造学部 教授	前田 正子	【こども支援局】	
西宮市私立幼稚園連合会 理事長	出原 大	新制度準備室長	津田 哲司
西宮市民間保育所協議会 会長	内田 澄生	こども支援総括室長	川戸 美子
佛教大学社会福祉学部 教授	奥野 隆一	子育て事業部長	時井 一成
公募市民	北村 頼生	新制度準備課長	楠本 博紀
西宮市民生委員・児童委員会	熊谷 智恵子	新制度認定課長	伊藤 隆
にしのみや遊び場つくろう会 代表	米山 清美	こども支援総務課長	岩田 重雄
		児童・母子支援課長	小島 徹
		子育て総合センター所長	増尾 尚之
		保育所事業課長	廉沢 裕和
		参事(保育指導担当)	婦木 雅子
		児童福祉施設整備課長	緒方 剛
		わかば園事業課長	岡崎 州祐
		【教育委員会】	
		学校教育部長	垣内 浩
		学校改革課長 新制度準備室参事	杉田 二郎
		学事課長	中西 しのぶ
		特別支援教育課長	坂口 紳一郎
		西宮市立幼稚園長会会長	村岡 節子